

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
蓮田市	平成二十七年九月一日から十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
白岡市	平成二十七年九月三日から十二月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
羽生市	平成二十七年九月八日から十二月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行田市	平成二十七年九月十五日から十二月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
北本市	平成二十七年九月二十四日から十二月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

杉戸町	加須市	桶川市	久喜市	伊奈町	宮代町	幸手市	吉川市
平成二十七年十一月十六日から平成二十八年二月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年十一月四日から平成二十八年二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年十月二十六日から平成二十八年一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年十月十五日から平成二十八年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年十月十四日から平成二十八年一月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年十月十三日から平成二十八年一月十二日まで（日曜日、土曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年九月二十九日から十二月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年九月二十四日から十一月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同	同